

議 第 1 0 号 議 案

地方議会議員選挙の立候補の際に住所要件確認を可能にするための公職  
選挙法及び同施行令の改正を求める意見書の提出について

地方議会議員選挙の立候補の際に住所要件確認を可能にするための公職選挙法及び  
同施行令の改正を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規  
定により、提出します。

令和元年9月25日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 伊勢田 幸 正

賛成者 同

提 案 理 由

地方議会議員選挙の立候補の際に住所要件確認を可能にするための公職選挙法及び  
同施行令の改正を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に  
対して提出するため、この案を提出します。

地方議会議員選挙の立候補の際に住所要件確認を可能にするための公職  
選挙法及び同施行令の改正を求める意見書

公職選挙法は、市町村議会議員への立候補にあたっては、被選挙権を有する者は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの」とし、そして選挙権を有する者は「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」とされている。

しかし、公職選挙法施行令第89条第2項第2号で定められている届け出の文書は戸籍謄本又は抄本と、加えて市議会議員選挙については供託証明書のみで、住民票などの三か月以上の市町村への居住を確認できる文書が定められていない。そのため住民基本台帳への登録がそもそも三か月以上ない候補者の立候補を、届け出の段階でわかっても受理しないことができないのが現在の運用であり、また公民権停止等と異なり、立候補却下の規定がないため、選挙期間中に立候補を却下することができない。加えて、過去の判例に照らして、その者に被選挙権がないことを選挙管理委員会が明らかにできるのは、投票がすべて終了してからの運用とされている。

住民登録がそもそもその自治体にはない等被選挙権がないのを承知で立候補し、その結果、その候補者に投じられた票が無効票となる事例が全国で複数見られるようになった。これは選挙の重要性、有権者による投票判断への影響、何より有権者の一票の重み等を考えれば、大変由々しき事態である。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対して、地方議会議員選挙において、立候補届け出の段階で、住所要件の確認が制度としてできるように、立候補の届け出書類に住民票等を追加するなど公職選挙法及び同施行令を改正し、必要な法整備を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
総務大臣	高市早苗様